

渡波中学校建設基本構想

「地域と共に夢のある楽しい学校の創造を目指して」

平成25年12月

石 巻 市 教 育 委 員 会

渡波中学校建設基本構想

目次

| | | |
|------|-------------------------|----|
| 1 | 基本構想の目的 | 1 |
| 2 | 上位計画との整理 | 1 |
| 3 | 地域の小中学校の現状と施設の規模 | 5 |
| 4 | 計画地の概要 | 10 |
| 5 | 学校づくりのコンセプト | 11 |
| 6 | 計画方針 | 12 |
| 7 | 主な必要諸室 | 14 |
| 8 | 建設に当たっての留意事項 | 18 |
| 9 | 事業スケジュール | 18 |
| 10 | 概算事業費 | 18 |
| 11 | 施設の有効活用のために必要な事項 | 19 |
| 参考資料 | | |
| 1 | 建設基本構想検討委員会 | 20 |
| 2 | 教職員との意見交換会報告書 | 26 |
| 3 | 関係者意見交換会（こどもワークショップ）報告書 | 30 |

1 基本構想の目的

渡波中学校は昭和22年の創設以来66年の歴史を有し、自他の人格及び伝統文化を尊重し、主体的に学び積極的に心身を鍛える生徒の育成を目標に、学校と地域が手を取り合いながら教育活動を展開してきた。

しかしながら、平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、長浜海岸から200mほどに位置していた渡波中学校は、大津波により校舎は二階床上、屋内運動場は床上3mまで浸水するなど、壊滅的な被害を受けた。

被災した学校施設については、津波被害からの安全を確保しつつ、教育環境の正常化を図るため、石巻市教育委員会が24年3月に策定した「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」に基づき復旧整備が行われている。

当該計画（渡波地区）では、渡波小学校を25年度中に現地復旧させるとともに、渡波中学校を28年度末までに内陸部に移転新築することとされている。

新築される渡波中学校は、子どもたちの教育の場であることに加え、地域住民にとって身近な公共施設であり、災害時の避難所ともなることから、施設の整備にあたっては、復興計画や地域防災等にも配慮することが求められる。

これらのことを踏まえ、渡波地区の教育環境の正常化を図り、地域との協働も考慮した学校施設の整備を行うため、渡波中学校建設基本構想を策定することとした。

この建設基本構想は、新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業地内に新築される渡波中学校の建設に関する理念を明らかにするとともに、これを実現するための基本的な方向性を示したものであり、今後、基本計画の策定や、設計業務の実施に際しての「羅針盤」となるものである。

2 上位計画との整理

(1) 石巻市震災復興基本計画

旧北上川の左岸側に位置し、石巻漁港を中心とした水産加工業や食品製造などの工場が集積し、水産業の拠点となっている。

国道398号線沿道は、自動車利用を前提とした商業施設が集積しているほか、長浜海岸などはレクリエーション拠点として市民に親しまれている。

渡波、荻浜地区では、サン・ファン・バウティスタを中心としたミュージアムと公園が整備され、海洋文化創造の拠点となっているほか、豊かな海を活かして、つくり育てる漁港が営まれている。

① 被災状況と主な課題

- ・ 湊・渡波地区が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となっている。建物被災は、全壊9,023棟、大規模半壊1,822棟、半壊248棟となっている。
- ・ 防潮堤を越水した津波が内陸部へ流入したことにより、多大な被害を及ぼしている。
- ・ 石巻漁港付近や旧北上川沿岸部、渡波地区において地盤沈下が著しく、満潮

時等に冠水している状態であり、石巻漁港背後の水産加工団地の地盤復旧対策が大きな課題となっている。

- ・半島地区の集落部における被害も深刻であり、特に各漁港における漁業機能の早期回復が求められている。

② 復興整備方針

■ 復興の目標

市街地の安全の確保を第一に多重防御による防災に強いまちづくりを目指す。

また、石巻漁港における漁業機能の早期復旧と水産加工団地の再興を進め、良好な住環境を備えた本市の復興のシンボルとなる新たなまちづくりを目指す。

○ みんなで築く災害に強いまちづくり

- ・海や河川からの津波や高潮に対し、防潮堤や河川堤防、高盛土道路の多重の整備により、住宅地の安全の確保を図る。
- ・災害時において円滑かつ早急に避難するため、牧山や市街地内陸部への逃げ道となる避難路を確保するとともに、漁港部を中心に避難ビルの適正な設置を推進する。
- ・湊地区については、土地区画整理事業の導入により、住工用途が適正に配置された安全な住宅地の形成を図る。
- ・渡波地区については、津波や高潮による直接的な被害の防御・減勢を図るため、防潮堤及び防潮林等の緑地帯の整備を推進する。
- ・荻浜地区については、防潮堤の整備を行い、安全な高台へ住宅地の移転を推進する。
- ・被災者の速やかな生活基盤の形成のため、渡波地区に新たな市街地（約500戸）の住宅用地の整備を推進する。
- ・新市街地は集会施設等を設け、地域コミュニティの確保など、良好な住環境を備えた市街地形成を図る。
- ・中心市街地へのアクセス改善、災害発生時の避難路を確保するため、新しい橋りょうの整備を推進するとともに、湊から流留地区までの道路改良を促進する。
- ・大雨・洪水時における慢性的な冠水被害等の発生を防ぐために、適正かつ効率的な雨水排水対策を図る。

○ 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- ・入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進する。
- ・高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を図り、地域福祉、地域医

療の再生・充実を図る。

- ・被災を受けた公共施設等については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進する。
- ・新たな墓地需要に対応するため、新墓地の整備を推進する。
- ・鉄道の復旧を強く要望するとともに、今後のまちづくりを考慮したバス交通の路線構築を図る。
- ・田代島及び網地島の移動手段を確保するため、航路の充実と発着施設の整備を推進する。

○ 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- ・本市の産業を支えている石巻漁港の復旧・復興と機能の集約化のほか、石巻市水産物地方卸売市場（石巻売場）の早期復旧を進めるとともに災害時における安全性の強化を図る。また、水産加工業等関連企業への再建支援など震災復興特区の活用を推進する。
- ・各漁港機能の早期復旧を推進するとともに、養殖漁業・沿岸漁業等の再建支援を図る。
- ・農業の復旧、復興を図るため、被災農地及び農業用排水施設等の生産基盤整備を推進する。
- ・プレジャーボート等の収容所として、観光マリーナの整備を推進する。また、地場海産物の販売などができる施設の整備を推進する。

○ 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- ・教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、津波への安全対策や地域バランスを考慮し適正な配置を図る。
- ・被災した各種の無形民俗文化財の復元・復旧を推進する。
- ・非可住エリアについては、高盛土道路による交通の利便性を活かし、石巻漁港を活用する水産加工業等の集積する産業ゾーンとして整備推進する。
- ・産業の活性化や雇用の場の確保と拡充に向け、震災復興特区を活用した企業誘致と新産業の育成を推進する。

【将来構想】



(2) 石巻市立学校施設災害復旧整備計画

背景

東日本大震災では、本市の全ての小・中学校が何らかの被害を受けた。中でも大きな津波被害を受けた小・中学校14施設が授業の継続ができない状態となるなど、これまでに経験したことのない事態に遭遇している。

学校施設は、個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむ主要な施設であることから、一日も早く正常な状態に復旧させるため、本計画を策定するものである。

【渡波地区】

《計画》

- ・ 渡波小学校は、平成25年度末までに現校舎の補修を行い現校舎を使用する。
- ・ 渡波中学校は、平成28年度末までに内陸部に移転新築する。

《説明》

- ・ 被災した渡波小学校の立地箇所は、石巻市震災復興基本計画において可住区域に位置付けられ、防潮堤や二線堤、高盛土道路の整備による「多重防御」のまちづくりが推進され、津波被害からの安全性が確保されることから、渡波小学校については現地に復旧する。
- ・ 渡波中学校の立地箇所は非可住区域に位置付けられていることから、津波被害に対する安全性が確保される内陸部へ移転新築する。

3 地域の小中学校の現状と施設の規模

(1) 小中学校の状況

① 渡波中学校

○ 沿革

- ・ 昭和22年 4月18日 渡波町立渡波中学校創立
- ・ 昭和23年 8月24日 中学校新築校舎竣工
- ・ 昭和42年 3月20日 新校舎竣工
- ・ 昭和56年 4月 1日 小竹中学校を統合
- ・ 平成 元年10月20日 大規模改修工事竣工
- ・ 平成 6年 4月 1日 万石浦中学校開校により学区変更
- ・ 平成23年 3月11日 東日本大震災により被災(校舎2階床上まで浸水)
- ・ 平成23年 4月21日 万石浦中学校、稲井中学校、万石浦小学校を間借りし授業再開
- ・ 平成23年 9月 1日 稲井小学校校地内に仮設校舎が完成し授業再開
- ・ 平成25年 5月29日 被災校舎解体完了

○ 教育目標

自他の人格及び伝統と芸術文化を尊重し、主体的に学び積極的に心身を鍛える生徒を育成して、夢のある楽しい学校を創造する。

○ 目指す生徒像

自立する渡中生

- ・ やさしさと創造する力

- ① 明るく元気にあいさつができる生徒
- ② 時と場合に応じた言動を身に付けた生徒
- ③ 自他を尊重し思いやりの心をもつ生徒
- ・ 学ぶ意欲と追求する力
 - ① 基礎・基本をしっかりと身に付けた生徒
 - ② 課題意識を持ちその解決に努力する生徒
 - ③ 生涯にわたって学び続けようとする生徒
- ・ たくましさと実践する力
 - ① 健康の維持・増進に努める生徒
 - ② 向上心を持ち積極的に活動する生徒
 - ③ 根気強く頑張りぬき感動を味わう生徒

○ 経営方針

宮城県、東部教育事務所及び石巻市の教育方針に基づき、生徒一人一人の豊かな人間性を育成し、生徒や家庭、地域の特性を生かし、創意ある教育課程の編成と実施及び評価に努め、特色ある学校づくりを積極的に推進し、教職員の総力を結集して夢のある楽しい学校の創造を目指す。

○ 在籍生徒数

単位：(人)

| | 男 子 | 女 子 | 計 | 学級数 |
|-------|-------|-------|-------|-----|
| 1 学 年 | 5 3 | 5 3 | 1 0 6 | 4 |
| 2 学 年 | 4 8 | 5 0 | 9 8 | 3 |
| 3 学 年 | 6 5 | 7 2 | 1 3 7 | 4 |
| 特別支援 | 2 | 1 | 3 | 1 |
| 合 計 | 1 6 8 | 1 7 6 | 3 4 4 | 1 2 |

※平成25年5月1日現在

② 渡波小学校

○ 沿革

- ・ 明治 6 年 4 月 2 1 日 宮殿寺二階に仮校舎として創立
- ・ 明治 4 3 年 5 月 現在地に第 1 号校舎竣工
- ・ 昭和 5 2 年 3 月 校舎改築工事竣工
- ・ 昭和 5 3 年 4 月 1 日 万石浦小学校開校により学区変更
- ・ 昭和 6 1 年 4 月 1 日 鹿妻小学校開校により学区変更
- ・ 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 東日本大震災により被災(校舎犬走りから 1.7m 浸水)
- ・ 平成 2 3 年 5 月 9 日 貞山小学校、山下中学校を間借りし授業再開
- ・ 平成 2 3 年 8 月 2 9 日 稲井中学校校地内に仮設校舎が完成し授業再開

○ 教育目標

一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、共に生きる力を持つ、心豊かでたくましく生きる子どもを育てる。

○ めざす児童像

- ・ 《賢く》 よく考える子ども
- ・ 《美しく》 思いやりのある子ども
- ・ 《強く》 がんばりのきく子ども

○ 学校経営方針

地域や保護者と連携し、教職員一体となった創意と活力に満ちた学校経営の推進

○ 在籍児童数

単位：(人)

| | 男子 | 女子 | 計 | 学級数 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 1 学年 | 17 | 16 | 33 | 1 |
| 2 学年 | 14 | 11 | 25 | 1 |
| 3 学年 | 18 | 17 | 35 | 1 |
| 4 学年 | 23 | 19 | 42 | 2 |
| 5 学年 | 21 | 23 | 44 | 2 |
| 6 学年 | 24 | 28 | 52 | 2 |
| 特別支援 | 3 | 0 | 3 | 2 |
| 合計 | 120 | 114 | 234 | 11 |

※平成25年5月1日現在

③ 鹿妻小学校

○ 沿革

- ・ 昭和61年 4月 1日 渡波小学校、湊第二小学校から分離し創立
- ・ 平成 8年 8月26日 校地内に鹿妻地区放課後児童クラブ開所
- ・ 平成23年 3月11日 東日本大震災により被災（校舎1階床上13cm浸水）

○ 教育目標

自ら考え判断し、心豊かでたくましい児童を育成する。

○ めざす児童像

- ・ よく考える子ども（学習・知性）
自ら課題を見つけ、学び、解決する子ども
- ・ 健康で明るい子ども（健康・自信）
安全に気をつけ明るいあいさつをする子ども
- ・ 思いやりのある子ども（親切・誠実）
相手の立場になって考え、行動する子ども
- ・ 根気強く働く子ども（根気・勤労）
自分を信じ、最後までやりぬく子ども

○ 学校経営の基本方針

- 1 安心・安全で、保護者や地域に信頼される開かれた学校づくり
〔危機管理意識・個々の役割と責任の明確さ〕
- 2 児童一人一人が学びの楽しさや喜びが味わえる学習活動
〔職員の和と創造性・豊かな発想と斬新なアイデア〕

3 ふれあいを大切にした交流・連携教育の推進（人・自然・地域・姉妹校）
〔自然環境と人材の積極的な活用・姉妹校との計画的交流〕

○ 在籍児童数

単位：(人)

| | 男 子 | 女 子 | 計 | 学級数 |
|-------|-------|-------|-------|-----|
| 1 学 生 | 3 6 | 3 4 | 7 0 | 2 |
| 2 学 生 | 2 3 | 2 7 | 5 0 | 2 |
| 3 学 生 | 2 7 | 2 5 | 5 2 | 2 |
| 4 学 生 | 2 7 | 2 5 | 5 2 | 2 |
| 5 学 生 | 4 2 | 3 6 | 7 8 | 2 |
| 6 学 生 | 3 2 | 2 5 | 5 7 | 2 |
| 特別支援 | 3 | 1 | 4 | 2 |
| 合 計 | 1 9 0 | 1 7 3 | 3 6 3 | 1 4 |

※平成25年5月1日現在

(2) 児童生徒数の推移及び将来推計

○ 小学校

単位：(人)

| | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 年 生 | 1 2 8 | 1 0 2 | 7 2 | 1 0 3 | 1 0 1 | 9 1 | 9 5 | 8 5 |
| 2 年 生 | 1 6 1 | 1 0 3 | 8 7 | 7 5 | 1 0 5 | 1 0 2 | 9 1 | 9 4 |
| 3 年 生 | 1 5 4 | 1 2 9 | 9 3 | 8 9 | 7 5 | 1 0 5 | 1 0 2 | 9 0 |
| 4 年 生 | 1 3 9 | 1 2 0 | 1 2 1 | 9 5 | 8 9 | 7 4 | 1 0 4 | 1 0 0 |
| 5 年 生 | 1 4 2 | 1 2 3 | 1 0 6 | 1 2 4 | 9 4 | 8 8 | 7 4 | 1 0 2 |
| 6 年 生 | 1 6 1 | 1 2 0 | 1 1 8 | 1 1 1 | 1 2 4 | 9 4 | 8 8 | 7 2 |
| 計 | 8 8 5 | 6 9 7 | 5 9 7 | 5 9 7 | 5 8 8 | 5 5 4 | 5 5 4 | 5 4 3 |

○ 中学校

単位：(人)

| | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 年 生 | 1 6 5 | 1 4 1 | 9 7 | 1 0 7 | 1 1 0 | 1 2 3 | 9 3 | 8 6 |
| 2 年 生 | 1 6 0 | 1 1 9 | 1 3 8 | 9 8 | 1 0 7 | 1 1 0 | 1 2 3 | 9 1 |
| 3 年 生 | 1 8 0 | 1 4 9 | 1 2 3 | 1 3 9 | 9 8 | 1 0 6 | 1 1 0 | 1 2 1 |
| 計 | 5 0 5 | 4 0 9 | 3 5 8 | 3 4 4 | 3 1 5 | 3 3 9 | 3 2 6 | 2 9 8 |

※H22～25：学校基本調査結果、H26：児童生徒見込み数調べ、H27～：石巻市教育委員会試算

(3) 施設の規模

(2) の将来推計を踏まえ、新築する中学校の学級数は、全14学級（普通学級12、特別支援学級2）を想定している。規模については、被災時の渡波中学校の校舎及び敷地面積がひとつの目安となるものの、現行の学習指導要領で必修化されている武道を行うための施設など、学校運営上必要な施設はきちんと整備していくことが大切である。

建設にあたっては、様々な工夫により必要な施設を合理的かつコンパクトに整備することを基本とするが、財源等も考慮しつつ、災害復旧費補助金^{注1}や復興交付金^{注2}等を最大限活用していく必要がある。

・計画学級数

学級数 14（普通学級：12、特別支援学級：2）

[参考]

被災時の渡波中学校保有面積は、以下のとおりである。

| | | 被災時の保有面積 |
|-----|------|----------------------|
| 校 | 舎 | 5,857 m ² |
| 体育館 | 新体育館 | 1,327 m ² |
| | 旧体育館 | 717 m ² |

※被災時の渡波中学校は、新体育館と旧体育館の2棟保有していた。

注1 公立学校施設災害復旧費補助金で整備できる面積の上限は、校舎5,850 m²、体育館1,230 m²となっている。

注2 復興交付金（学校施設環境改善事業）では、復興のための地域づくりに必要となる公立学校施設の改修等に対して補助が行われている。この中のメニューの一つとして中学校武道場の新改築が設けられており、柔剣道場を整備できる面積の上限は450 m²となっている。

4 計画地の概要

(1) 所在

石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業地内

(2) 敷地面積

約 20,000 m² (従前の敷地面積: 19,590 m²)

(3) 敷地の状況

当該事業地内は、東日本大震災による津波を前提とした場合に、津波被害が生じる危険性が高い地域に住居を構えていた等の理由により移転を余儀なくされた方々の集団移転先として整備が行われている。

文教・福祉系の施設としては、学校のほかに保育所が整備される予定となっている。

[参考] 石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業 概要

石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業概要

◆事業概要

【事業の名称】
石巻広域都市計画事業
石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業

【施行者】
石巻市

【施行地区面積】
17.8ha

【施行期間】
平成24年度～平成30年度

■事業の目的

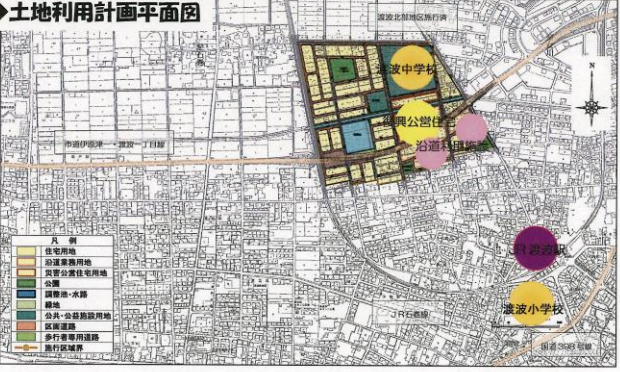
本市では沿岸部において、平成23年3月11日・東北地方太平洋沖地震後の巨大津波を前提した場合に、津波被害の生じる危険性が高い地域が残るため、その地域に住まわれていた市民を内陸部への集団移転を行う方針である。
本地区は上記方針により、移転を余儀なくなられた市民の集団移転先として、良好且つ健全な市街地を形成することを目的とする。

【事業スケジュール(案)】

- ・H24年12月28日 事業計画決定
- ・H25年4月 造成工事着工
- ・H26年度下期～ 住宅供給を順次開始
- ・H26年度末 復興公営住宅居住開始
- ・～H27年度 主要工事完了
- ・H29年度 中学校開校予定

※工事は、水路南側から着手します

◆土地利用計画平面図



【事業の概要】

- ・計画人口 720人
- ・計画戸数 271戸
(戸建住宅220戸・復興公営住宅51戸)
- ・道路延長 約5.8km
(市道伊原津一・渡波町一丁目線、9m・6m区画道路、4m歩行者専用道路)
- ・住宅用地 約6.7ha (既存住宅含む)
- ・沿道業務用地 約0.9ha
- ・復興公営住宅用地 約1.3ha
- ・中学校用地 約2.0ha
- ・保育所用地 約0.4ha
- ・公園・緑地用地 約1.0ha
- ・調整池・水路用地 約1.1ha

5 学校づくりのコンセプト

(1) 渡波地区の復興の象徴となる、効果的な教育環境が整備された学校

- ・ 現在、市内の各地区において復興事業が始まりつつあり、渡波地区においても、復興土地地区画整理事業により新市街地が形成されるほか、復興住宅の建設も行われることになっている。
- ・ 復興住宅については9月下旬から事前登録が開始されているが、学齢期の子どもを持つ保護者にとっては、教育環境の充実が居住地選択の重要な要素となることは論を俟たない。
- ・ 大きな商業集積地を持たない渡波地区では、新たに建設される渡波中学校に必要な教育環境を整備していくことが、被災した地区住民が帰還し、転入者を呼び込むきっかけとなり、ひいては老・壮・青の各世代が共に歩む街の形成につながるものと確信している。
- ・ そのため、多様化する教育内容や方法への対応、地域コミュニティの拠点化、防災機能の強化など、効果的な教育環境を備えることで、渡波地区の復興の象徴となる学校とすることが必要である。

(2) 伝統を未来へつなぐ、スポーツ活動に力を入れることのできる学校

- ・ 渡波中学校は、伝統的に部活動が盛んで、かつてはバレーボール部、柔道部、卓球部や水泳部が全国大会へ出場するなどの実績を誇っており、このような学校の伝統を未来につなぐことが大切である。
- ・ 仮設校舎での学校生活は、とりわけ部活動や体育指導の面で不自由が生じていることから、充実した体育施設を有する学校が建設されることは、子どもを始めとする地区住民に夢と希望を与えることにもつながる。

(3) 地域づくりの核となる、地域に開かれた学校

- ・ 渡波地区の小中学校では、かねてから学校行事に地域が積極的に協力するなど、住民の学校教育への関心が極めて高い地区である。
- ・ 子どもは地域の宝であり、このような「地域の子どもを地域の皆で育てる」という伝統を、地区の歴史を知る住民と新たに新市街地等に居住する住民とが手を取り合い、継承・発展していけるよう、「地域に開かれた学校」づくりにふさわしい施設環境を整備することが大切である。

(4) 災害から子どもたちと地域住民を守る学校

- ・ 高台のない渡波地区に新たに学校を建設するにあたり、災害時に住民が避難できる、安全・安心な学校とすることは、私たちのみならず、地域の総意である。
- ・ 東日本大震災の最大の被災地として、この教訓を踏まえ、防災機能の強化を図り、地域住民の命を守ることのできる施設整備を行うことが大切である。

6 計画方針

(1) 高機能で柔軟な教育空間と学びやすい教育環境を実現する施設機能

① 多様化する教育内容に対応した教科学習等の充実が図られる施設

- ・ 最近の国際化や情報化に代表されるように、学校では社会の環境の変化に応じた教育を展開していくことが重要である。
- ・ 具体的には、観察・実験のまとめや生徒の成果発表などに活用するためのICT環境の整備、生徒が自ら調べ、学びを深めるための図書スペースの充実、各教科や総合学習等での討論活動や外国語への親しみがわくような学習を行うための多目的スペースの整備、環境問題への意識を高めるための太陽光発電設備等の設置などが必要である。
- ・ 特別教室については、それぞれの教科の専門性を考慮した諸室とすることが必要である。

② 諸室を効率的に配置するなど、利便性の高い施設

- ・ 学校の再建は、災害復旧費補助制度の整備資格面積を上限とすることから、限られたスペースを効果的に利用できるよう、特別教室の多機能化（ex.家庭科室+ランチルーム、図書室+パソコン室）も必要と考えられる。
- ・ 学年を超えた交流を容易にするような教室配置が必要と考えられる。

③ 地域の特色を活かした教育が進められる施設

- ・ 学校は地域に支えられ、地域の文化をつなぐ場所として機能してきたことから、地域の文化や学校の歴史を展示学習できる場を設けることが必要である。

(2) スポーツ活動に力を入れていく上で十分な施設機能

① 学校生活を通じた体力の増進

- ・ 中学校の体育で武道が必修とされていることも考慮し、多種目のスポーツに対応可能な体育館、武道場を整備することが必要である。
- ・ 文科系の部活に所属する生徒やスポーツが苦手な生徒にも、気軽に運動に親しむことができるよう、廊下等身近な場所に安全性を考慮した上で運動ができる空間を整備することも考えられる。

② 運動部活動の推進

- ・ 限られたスペースを有効に活用し、多くの部活動が支障なく実践的に練習できるような空間を整備することが必要である。
- ・ 屋外におけるスポーツ活動について、雨天時の練習スペースを確保することも考えられる。

(3) 豊かな生活の場としての施設機能

① 様々な交流を生み出す施設

- ・ 教職員と生徒が気軽に話や相談をできるよう、職員室やその近くに相談コーナーや自習室などを設けることが必要である。
- ・ 廊下等の幅を広くしたり、壁を工夫するなどして生徒同士の交流を生み出せるような仕掛けも必要であると考えられる。

- ② 学校における生活を豊かに行える施設
- ・ 水飲み場やトイレ等の快適性にも考慮が必要である。
 - ・ 様々な立場にある生徒が安心して学校生活を送れるよう、保健室や相談室等の空間を連続的に配置するとともに、生徒のプライバシーにも配慮できるような場とすることが必要である。
- (4) 生徒の安全・安心を確保するための施設機能
- ① 校地等における車両等の通行に対し安全が確保できる施設
- ・ 学校施設を地域に開放するため、校地内における歩車道の分離を行うとともに、車両のスピード抑制の工夫等も必要である。
- ② 不審者に対して適切に対応できる施設
- ・ 地域開放とセキュリティを両立できるよう、死角の少ない施設の整備や校内を見渡せる位置に職員室を配置するなどの工夫が必要である。
- (5) 地域コミュニティの活動の場としての機能を有する施設機能
- ・ そもそも学校は、体育館、図書館、公民館等様々な社会教育施設に相当する機能を有した施設であることから、図書室や体育館、グラウンド、多目的教室、特別教室等を地域に開放できるよう教室配置等を計画することが必要である。
- (6) 地域と学校が一体となった活動を行える施設機能
- ・ 地域の祭りや運動会を学校を舞台に開催したり、調理や手工芸等様々な分野において地域人材が参画した学習活動を行うことが重要である。
 - ・ また、学校が有する社会教育施設機能を地域に開放する際には、利便性を高めるために地域自らによる管理を行うことも必要である。
 - ・ そのため、学校支援ボランティア等の地域住民の活動拠点となる場を整備するとともに、地域住民が主体となり、学校をバックアップしていくシステムの検討が必要である。
 - ・ 地域に受け継がれてきた伝統的な文化活動を、地域の人とともに生徒が学べるような空間を設けていくことが必要である。
- (7) 防災に配慮した施設機能
- ① 災害から子どもたちの命を守ることができる安全・安心な施設
- ・ どのような自然災害からも、生徒の命を確実に守れる学校施設であることは極めて重要である。
 - ・ とりわけ、地震・津波災害から生徒を守れるように、構造部材及び非構造部材の耐震性を確保するとともに、建物内の家具や備品等の転倒防止措置を図ることが必要である。
- ② 避難所としての防災機能を確保した施設
- ・ 渡波中学校は市の指定避難所であり、地域住民が一定期間最低限の生活を営むことが可能となる施設整備が重要である。

- ・ 具体的には、
 - － 電気管理設備（キュービクル等）は水没の恐れのない高さに設置する。
 - － 太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、停電時のテレビ放送の受信、照明等の最低限の電力を確保する。
 - － 防災行政無線等の通信手段を複数保有し、固定電話や携帯電話の通信途絶に対応する。
 - － プール用水等の利用を検討し、断水時におけるトイレ等の用水を確保する。
 - － 備蓄倉庫を設置し、飲食料、毛布、ラジオ等を保管する。
- 等が必要である。

（８） 地球環境問題へ対応し、その教育機能を有する施設機能

- ・ 太陽光発電設備の整備等による消費電力の削減を行うとともに、これらの省エネルギー対策の「見える化」を行い環境教育に役立てていくことが必要であると考えられる。
- ・ 県産材の木材を利用することで、生徒の環境意識を高めるとともに、潤いのある教育環境づくりの一助とすることが必要である。

（９） 新市街地と調和した施設

- ・ 渡波中学校は、復興土地地区画整理事業により形成される新市街地に建設される最大の公共施設であることから、周辺環境に配慮する必要がある。
- ・ 様々な教育活動に配慮した豊かな外空間を創造するにとどまらず、地区のシンボルとなるような外観とすることが必要である。

7 主な必要諸室

校舎の規模については、3（3）にて記載したとおり、14学級（普通学級12、特別支援学級2）を予定し、被災時の渡波中学校の校舎及び敷地面積をひとつの目安として、財源等も考慮しつつ、様々な工夫により効果的な整備を行うなど、必要な施設を合理的かつコンパクトに整備することを基本とする。

また、学校施設を整備するにあたっては、限られた敷地の中で、施設を効果的に配置し、生徒に対して十分な教育活動が展開できる施設とするだけでなく、地域に根ざした学校として、地域住民との交流や施設開放が可能な施設として整備することが必要である。

また、地域の避難所としての期待も大きく、防災機能の強化についても配慮した施設とすることが重要である。

（1） 地域との連携に関する諸室の整備

① 地域との協働の取り組みを行える室等

地域との協働について、地域住民への学校施設の開放、学校と地域が交流できる室等の整備について配慮する。

開放を行える室等は、学校管理者が不在の状態で開催することとなることか

ら、「開放する室」と「開放しない室」の物理的な分離が可能となるよう計画する。

(開放を行える室等の例)

- 多目的教室 ○図書室・コンピュータ室 (メディアセンター)
- 音楽室 (ホール) ○家庭科室 ○技術室 ○会議室 ○PTA室
- トイレ ○体育館 ○グラウンド 等

② 地域の避難所として災害時の防災機能を確保する室の整備

災害時においては、地域の避難所となることから、避難所として使用する室の整備について配慮する。

また、大規模災害時においては、地域住民が一定期間滞在することができるよう計画する。

(避難所となった場合に使用が考えられる室等の例)

- 体育館 ○防災備蓄倉庫 ○トイレ 等

③ スポーツ活動に配慮した施設の整備

伝統的に部活動が盛んな学校であり、多種目の運動部が活動できるなど、施設の配置やスペースの確保に配慮する。

また、スポーツが苦手な生徒等が気軽に体力づくり等の活動を行えるスペースの確保について配慮する。

(2) 主な諸室の在り方

① 校舎棟

ア 普通教室

- ・ 各学年4学級とし、12教室を設置する。
- ・ 多様な教育方法を展開するため、必要に応じ、教室と近接して多目的スペースを設置する。

イ 特別支援教室

- ・ 知的障害及び情緒障害を想定し、2教室を設置する。
- ・ 普通教室の2分の1程度の面積として計画する。
- ・ 特別支援教育に配慮した設備等を設置する。

ウ 多目的教室

- ・ 少人数学習、集会や交流等で使用する。
- ・ 2教室を隣接して設置し、一体的に使用できる室とする。
- ・ 地域への開放を行える室とする。

エ 多目的スペース

- ・ 教室前廊下と一体となり、交流、談話、小規模の集会等、多目的な機能を有するものとする。
- ・ 学年単位での設置を想定する。

オ 特別教室

- (a) 図書室・コンピュータ室（メディアセンター）
 - ・ 調べ学習を行ったり、読書を行ったりする場として、図書室にコンピュータ室及び視聴覚室の機能を付加したメディアセンターとして整備する。
 - ・ コンピュータ室として授業を行える室とする。
 - ・ 談話コーナーを設け、憩いの場となるよう配慮する。
 - ・ 地域への開放を行える室とする。
- (b) 理科室
 - ・ 分野別に2教室設置する。
 - ・ 準備室を設置する。
- (c) 音楽室
 - ・ 2教室程度の面積を確保し、ホールのな利用を行える室とする。
 - ・ 楽器等の収納を行う準備室を設置する。
 - ・ 地域への開放を行える室とする。
- (d) 美術室
 - ・ 作品の展示スペースを設ける。
 - ・ 準備室を設置する。
- (e) 家庭科室（被服・調理）
 - ・ 被服実習及び調理実習が行える室とする。
 - ・ 準備室を設置する。
 - ・ 地域への開放を行える室とする。
- (f) 技術室
 - ・ 木材や金属の加工等の実習が行える室とする。
 - ・ 工具や機械、材料等を収納する準備室を設置する。
 - ・ 屋外を使用する作業が行える配置とする。
 - ・ 地域への開放を行える室とする。
- (g) 外国語教室
 - ・ 英語の授業をより効果的に学習するための外国語教室を設置する。
 - ・ ICT機器の使用が行える室とする。

カ 管理諸室

- (a) 校長室
 - ・ 職員室と隣接し、内部で移動可能とする。
 - ・ 応接室の機能を設置する。
- (b) 職員室
 - ・ 教職員が日常的に情報交換・交流ができるよう配慮する。
 - ・ 印刷室との配置に配慮する。
 - ・ 給茶を行える室とする。
 - ・ 近隣に生徒と教職員が気軽に交流、相談等ができるスペースを確保する。
- (c) 保健室
 - ・ 相談室を隣接し、保健室から相談室へ直接出入できるよう配慮する。

- ・ 屋外から直接入ることができるように配慮する。
- (d) 会議室
 - ・ 教職員全員が集まって会議ができる会議室を設置する。
 - ・ 2室に分割し、小会議室として使用を行える室とする。
 - ・ 地域への開放を行える室とする。
- (e) 生徒会室
 - ・ 生徒会活動を行う室として設置し、生徒が自主的な活動ができるよう配慮する。
- (f) P T A室
 - ・ 地域への開放を行える室とし、父兄のみならず、地域住民が気軽に集える場となるよう配慮する。
 - ・ 学校の歴史を伝える機能を有するものとする。
 - ・ 給茶を行える室とする。
 - ・ 地域への開放を行える室とする。

サ その他

- (a) 防災備蓄倉庫
 - ・ 避難所として開放する諸室との配置に配慮する。
- (b) サーバー室
 - ・ 太陽光発電設備に関する室内機器及び蓄電池等を設置する。
 - ・ 情報系設備機器を設置する。
- (c) エレベータ
 - ・ 給食の搬送等に使用する。
- (d) その他学校運営上必要な諸室（例）
 - ・ 事務室、教育相談室、放送室、更衣室（生徒、教職員）、印刷室、書庫、資料室、教材室、湯沸室、配膳室、トイレ（生徒、教職員、多目的）、昇降口、玄関、夜間通用口、機械室等

② 体育館

- ・ 避難所としても使用する施設とする。
- ・ 地域への開放を行える施設とする。
- ・ ステージは、行事や学習発表の他、地域の伝統芸能の公演等に使用できる機能を有するものとする。
- ・ 武道場の機能を有するものとする。
- ・ メンテナンス通路を利用したランニングコース等、基礎体力の練成に関する機能を有するものとする。

③ プール

- ・ 25m6コース程度のプールとする。
- ・ 付帯施設として、更衣室、トイレ、シャワー等、器具庫、機械室等を設置する。

④ 校庭・グラウンド

- ・ 1周200mのトラックを設置し、直線で100mのコースを設置する。
- ・ スポーツ活動を行うにあたり、周囲の住宅等に影響を与えないフェンス、バックネット等を整備する。
- ・ 運動器具を設置する。
- ・ グラウンド倉庫、部室、屋外トイレ及び国旗・市旗・校旗等の掲揚塔を設置する
- ・ 来校者及び教職員等に対する駐車場を設置する。
- ・ 自転車通学を行う生徒が使用する駐輪場を設置する。
- ・ 敷地周辺部にマラソンコースを設置する等、基礎体力の練成に関する機能を有するものとする。
- ・ 隣接する保育所との交流ができるスペースを検討する。
- ・ 災害時に支援物資等の整理ができるスペースを検討する。

8 建設にあたっての留意事項

今後、基本計画の策定や設計業務を実施するにあたっては、特に以下の内容に配慮していくことが大切である。

(1) バリアフリーな施設

- ・ 再建する渡波中学校は、社会教育施設機能の地域開放や災害時の避難所としての機能を有し、地域住民が利用可能な計画としていることから、バリアフリーに対する配慮が必要である。

(2) 維持管理が行いやすい施設

- ・ 長期的な市の財政運営を推量すれば、必要な機能を満たしつつ、維持管理にかかる費用を低廉なものとする必要がある。

(3) 周辺環境との調和を意識した施設

- ・ 復興土地区画整理事業により形成される新市街地には新たなコミュニティが形成されることから、新旧コミュニティの調和や、保育所など周辺の公共施設との連携を意識できる施設配置とする必要がある。

9 事業スケジュール

| | |
|-----------|--------------|
| 平成25年度 | 基本構想（基本計画）策定 |
| 平成25～27年度 | 区画整理工事 |
| 平成25～26年度 | 建築設計 |
| 平成27～28年度 | 建築工事 |
| 平成29年度 | 供用開始予定 |

10 概算事業費

30億円

(調査、用地取得、設計等を含む。)

1 1 施設の有効活用のために必要な事項

新しい渡波中学校が目指す教育環境は、魅力ある教育活動によってその効果がより秀でたものとなることから、今後は、特色のある教育活動の具体的な検討や、学校を核として地域全体で子どもを支えていくためのシステム作りなどについても検討を深めておくことが必要である。

また、部活動等の推進に関連し、グラウンド等の面積拡充に関する意見が寄せられたことから、今後、地域振興施策の一環として広場を新たに整備し、部活動の利用にも供することとするなどの検討を進めていくことも求められる。

加えて、渡波中学校の検討にあたっては、建設予定地となる新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業と調整を図りながら計画を推進していくことが必要である。

参考資料

1 建設基本構想検討委員会

(1) 渡波中学校建設基本構想検討委員会設置要綱

渡波中学校建設基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 渡波中学校建設に関する基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に当たり、広く市民や専門家からの意見を反映させるため、渡波中学校建設基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、基本構想の策定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 渡波中学校建設に向けた学校の基本的な運営に関すること。
- (2) 渡波中学校建設に向けた施設の規模、機能、内容等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 渡波小学校、鹿妻小学校及び渡波中学校の保護者を代表する者
- (2) 渡波地区の住民組織を代表する者
- (3) 学校建設に関し学識経験を有する者
- (4) 渡波中学校の教職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討委員会が第2条に規定する報告を行った日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、学校施設整備室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

(2) 渡波中学校建設基本構想検討委員会 委員名簿

○委員

(敬称略)

| 氏 名 | 職 名 | 備 考 |
|---------|--------------------|------|
| 阿 部 勝 浩 | 石巻市立渡波中学校父母教師会 会長 | |
| 須 田 洋 之 | 石巻市立渡波中学校父母教師会 副会長 | |
| 平 田 大 輔 | 石巻市立渡波小学校父母教師会 顧問 | |
| 阿 部 泰 祐 | 石巻市立鹿妻小学校父母教師会 会長 | |
| 安 倍 清 義 | 渡波地区区長行政衛生連合会 副会長 | |
| 城 間 洋 | 渡波地区区長行政衛生連合会 理事 | |
| 千 葉 かよ子 | 渡波地区防犯青少年育成協会 理事 | |
| 長 澤 悟 | 東洋大学 教授 | 委員長 |
| 小野田 泰 明 | 東北大学大学院 教授 | |
| 渡 部 洋 | 石巻市立渡波中学校 校長 | 副委員長 |
| 平 塚 貢 | 石巻市立渡波中学校 教頭 | |
| 小野寺 一 男 | 石巻市立渡波中学校 事務長 | |
| 伊 東 孝 浩 | 石巻市立鹿妻保育所保護者会 副会長 | |
| 伊 勢 重 夫 | 石巻市立渡波保育所保護者会 副会長 | |

○ オブザーバー

| 氏 名 | 職 名 | 備 考 |
|---------|---|-----------|
| 新 保 昌 人 | 文部科学省 国立教育政策研究所 文教施設研究センター 総括研究官 | 平成25年7月まで |
| 福 手 孝 人 | 文部科学省 国立教育政策研究所 文教施設研究センター 総括研究官 | 平成25年8月から |
| 土 岐 文 乃 | 東北大学大学院 工学研究科 都市・建築学専攻 都市・建築デザイン学講座 助教 博士 | |
| 小 林 徹 平 | 東北大学災害科学国際研究所 情報管理・社会連携部門 災害復興実践学分野 助手 | |
| 栗 原 広 佑 | 東北大学大学院 工学研究科 都市・建築学専攻 教育研究支援者 | |

(3) 検討の経緯

| 項目 | 期 日 | 協議内容等 |
|---------|-------------|---|
| 第 1 回 | 平成25年 6月 9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演 演題「最近の小中学校の整備事例について」 講師 東洋大学 教授 工学博士 長澤 悟 先生 ・基本構想検討体制及びスケジュール(案)について ・渡波中学校の現状について ・基本構想策定方針(案)について ・意見交換会実施要項について |
| 第 2 回 | 平成25年 7月 9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想策定方針(案)の検討について ・その他 |
| 第 3 回 | 平成25年 8月 8日 | <ul style="list-style-type: none"> ・渡波中学校基本構想策定方針について ・必要諸室について ・その他 |
| 意見交換会 | 平成25年 9月 2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・渡波中学校教職員を対象とした必要諸室等に関する意見交換会 |
| 第 4 回 | 平成25年10月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・渡波中学校建設基本構想骨子(案)について ・必要諸室(案)について ・その他 |
| 意見交換会 | 平成25年10月 5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・渡波中学区内小中学校児童生徒を対象とした意見交換会(ワークショップ) |
| 第 5 回 | 平成25年11月 9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・渡波中学校建設基本構想(素案)について |
| 保護者等説明会 | 平成25年11月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・渡波中学校建設基本構想(素案)について |
| 第 6 回 | 平成25年12月14日 | <ul style="list-style-type: none"> ・渡波中学校建設基本構想(案)について |

(4) 基本構想検討委員会における主な意見

基本構想の検討を行う中で、委員各位から出された主な意見は以下のとおりである。学校の新設にあたっては、これらの意見の根底にある「地域の思い」を念頭に置き、プロジェクトを進める必要がある。

○ 地域と共にある学校づくり

- ・ 渡波地区は古くから地域と学校の結び付きが強く、地域ぐるみで子どもたちの成長を見守ってきたことから、移転新築する学校は、これまで同様に地域住民が気軽に学校を訪れることができるように、自由に出入りできる施設が望ましい。
- ・ 図書室は、休日も利用することができ、生徒たちにとっても閉校日に友達と過ごしたりする居場所になるよう、地域開放する必要がある。
- ・ P T Aの会議等がなくても日常的に学校を訪れ、教員と気軽に懇談ができるようなP T A室を設ける必要がある。生徒へ地域伝統芸能等の継承活動を行う部屋としても活用できる。
- ・ 地域開放により誰でも自由に校内へ出入りできるようになることで、不審者の侵入も懸念されることから、来校者をI Cカード等により管理するなど不審者対策を考慮した設備を設ける必要がある。
- ・ 自分たちにとって使い勝手の良い学校にするため、図書室や多目的教室を地域に開放する際の管理運営を、地域住民自ら行う等の対策が必要である。
- ・ 現在は、商業施設が多く購買等の利便性が高い蛇田地区に人口が集中していることから、渡波地区は子育てと教育面に特化した文教地区として、地域を活性化するような学校に整備する必要がある。
- ・ 新築する学校は、新市街地に建設されることから、既存の住民と新市街地の住民間における交流の懸け橋となる学校に整備する必要がある。
- ・ 遠くからでも学校の場所が分かり、新市街地の象徴となるような建物がよい。

○ 地域の安全を確保するための学校づくり

- ・ 東日本大震災の津波被害を教訓に、浸水被害を最小限にとどめるため、一階部分をピロティとし、二階からの教室配置を検討する必要がある。
- ・ 津波から避難する際に、外部から直接屋上に避難できる避難タワーとしての機能も兼ね備えた施設に整備する必要がある。
- ・ 津波等により周囲が冠水し、陸路による救援ができない場合に備え、屋上にヘリポートを設ける必要がある。
- ・ 災害時における避難所として、ライフラインが寸断されても一定期間避難生活が営めるような施設に整備する必要がある。

- ・ 定期的に地域住民と学校が合同で防災訓練を実施するなど、教育の一環として震災の経験や教訓を後世へ継承する取り組みも必要である。

○ 効果的な教育環境の整備

- ・ 生徒が興味や関心を持って自ら学習に向かう気持ちを高められるよう、教科ごとの教材や資料、成果物が常設されている教科専用の教室の設置を検討すべきである。
- ・ 生徒一人ひとりにタブレット端末を配付するなど、高度情報化に応じた学習活動が展開できる環境を整える必要がある。
- ・ 音楽室は、吹奏楽部の練習場所や学年集会、教員の講習会の場として活用できるよう、音楽ホールのように扇羽状の階段教室にする必要がある。
- ・ 生徒が気軽に教員と会話や相談ができるようにするため、職員室やその近隣に相談コーナーを設置する必要がある。

○ スポーツ活動の活性化

- ・ 生徒たちが互いに遠慮することなく、それぞれ思い切り運動に打ち込めるよう、野球・ソフトボール・サッカー・テニス・陸上全ての種目が干渉することなく活動できるグラウンド（校庭）の面積を確保すべきである。
- ・ 渡波中学校は古くから柔道が盛んであり、学校を建設するに当たっては、生徒たちが存分に稽古に打ち込めるよう、専用の武道場を設ける必要がある。
- ・ 現在生徒たちは、仮設校舎において何かと不自由な学校生活を送っており、特にスポーツ系の部活動では、練習場所が確保できないなど支障が生じていることから、新校舎には充実した体育施設を整備し、生徒たちが存分にスポーツを打ち込める環境を整備する必要がある。
- ・ スポーツが苦手な生徒も気軽にスポーツに取り組むことができ、体力づくりが行えるよう、廊下などに簡易な運動設備を設ける必要がある。

参考資料

2 教職員との意見交換会報告書

(1) 開催目的

移転新築する渡波中学校について、検討委員会では地域における学校の役割について活発な意見が交わされております。会議ではグループ討議を採用するなどして、望ましい学校の在り方について議論を深めており、地域コミュニティ機能や災害時の避難所機能等への期待の高まりなど、地域住民の学校に対する思いが集約されつつあります。

一方で、学校は第一に教育の場であり、児童生徒と生活を共にする教職員から意見や要望を聞き取りながら計画をまとめていくことも重要であることから、教職員の立場からの学校づくりについて、意見交換会を実施しました。

(2) 開催時期

- 月日 平成25年9月2日(月)
- 対象 渡波中学校教職員13人

(3) 開催方法

- 形式 教職員が一堂に会して実施
- 座長 長澤委員長

(4) 主な意見等

[総論]

- ・生徒たちがいろいろなことで活躍ができ、創造力が満たされる校舎になれば良い。
- ・いろいろなことにチャレンジできたり、新しいことに広げられたりできれば良い。
- ・楽しく安全な場であれば良い。

[各教科に関する意見]

- ・生徒の美術作品を壁面などに展示できるスペースがあると良い。
- ・ソーラーパネルや屋上緑化など、環境教育に重点を置いた施設としたい。

[特別活動等に関する意見]

- ・図書室については、文化的な活動ができる場として整備できると良い。
- ・校舎内に、全校集会や学年集会が出来る広いスペースがあると良い。

[学校の構造・配置に関する意見]

- ・教室内が廊下から見えて、生徒の様子が把握できると良い。
- ・死角のない校舎であることが重要。
- ・広いスペースがあれば、教員の創意工夫でいろいろ活用できる。

[バリアフリーに関する意見]

- ・昇降口や地域と交流を行う部屋は、バリアフリー化が必要。
- ・音楽室やホール等は、階段状にしないほうが使い勝手が良い。

[児童の養護に関する意見]

- ・保健室は、静かにゆっくり休める環境を整えてほしい。
- ・保健室内に相談室の機能が必要。
- ・生徒たちは様々な問題を抱えているが、じっくり話す場所がなく、教室などを利用している。学年ごとに相談室のような部屋があると良い。
- ・保健室は、利用者のプライバシーが保たれるよう、外から見えないようにする。
- ・保健室の近くに、補助者も一緒に入れるくらいの広さのトイレが必要。
- ・保健室に洗体室機能が必要。

[部活動に関する意見]

- ・部活動については、グラウンドが重ならないようにできると良い。それぞれ思い切り活動できる場がほしい。
- ・設備面がうまくいっていないと思いきり活動できない。以前の柔道部は、空き教室に畳を敷いて活動していた。生徒たちは志を持って部活動に臨むが、怪我の心配もあり、存分に稽古できなかった。設備面の充実についても考えてほしい。
- ・武道場について、半分が柔道場で半分が剣道場だと、互いの音で何も聞こえない。また、床についても柔らかさが異なることから、一緒にしないほうが良い。

[地域との協働に関する意見]

- ・地域開放を想定する部分は、学校教育用の建物とは別棟にすべき。
- ・地域の方々と交流する場であってほしい。
- ・地域のシンボルとなるような、みんなが集える場であると良い。

[防災に関する意見]

- ・校舎の安全安心の大前提に。
- ・防災面の関心が高い。避難所になることを想定する必要がある。

(5) 諸室に関する意見等

| 項 目 | 備える機能又は対策等 | 理由・意見等 |
|---------|--------------|-------------------|
| 校舎内壁面 | 作品が展示できる構造 | 生徒の美術作品等を展示する |
| 屋上 | 太陽光パネル、屋上緑化 | 環境教育のため |
| 図書室 | | 文化的な活動ができる場に |
| 多目的スペース | | 学年集会等を行うスペースが欲しい |
| 教室 | 廊下から教室内が見える | 各教師が生徒の様子を把握できるよう |
| 校舎 | 死角のない構造、間取り | 生徒指導の観点から |
| 昇降口など | バリアフリー化 | 地域開放利用者への配慮 |
| 音楽室、ホール | 平坦な床面 | 階段状教室は障害者等には不便である |
| 保健室 | 防音機能 | 静養できる環境を |
| 保健室 | 相談室 | 悩み相談やカウンセリングが行える |
| 保健室 | 入口は擦りガラスに | 利用者のプライバシー確保 |
| 保健室 | 洗体機能 | 足等を洗ったりできる |
| トイレ | 保健室近くに広いトイレ | 介助者も一緒に同室し介護できる |
| 校庭 | 広いグラウンド | 思い切り部活動ができる |
| 武道場 | 柔道場と剣道場を別々に | 各々の音で何も聞こえなくなるから |
| 地域開放ホール | 教育エリアとは別棟にする | セキュリティと管理上の問題から |
| 地域のシンボル | | 学校を皆が集う場にしたい |
| 校舎 | 防災機能 | 安全安心を前提に |
| 校舎 | 避難所機能 | 地域住民の関心が高い |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

参考資料

3 関係者意見交換会（子どもワークショップ）報告書

（１）開催目的

渡波中学校建設基本構想の策定にあたり、地域の将来を担う子どもたちが移転新築する学校に対し、どのような気持ちを抱いているのかを把握するため、渡波中学校学区内の児童生徒を対象に意見交換会を開催いたしました。

意見交換会は、学校をどのようなものにしたいか自分たちで考えることで、学校づくりに主体的に参加してもらうため、ワークショップ形式で開催いたしました。

当日は、参加者を三つの班に分け、自分たちが欲しいと思う部屋や地域と学校の関わり方、校舎や体育館、各教室の配置等について話し合い、最後に、班ごとに自分たちが考えた学校について発表しました。

ワークショップで得られた成果については、学校の利用者である児童生徒からの意見として、基本構想を検討する際の一助とします。

（２）日 時 平成25年10月5日（土）午後1時30分～午後4時45分

（３）場 所 石巻市立鹿妻小学校 視聴覚室

（４）参加者 渡波小学校3人、鹿妻小学校7人、渡波中学校4人、合計14人

（５）内 容

- ① 学校と地域の現状等の説明
- ② グループ編成と進め方の説明
- ③ ワーク1
- ④ ショートブレイク・休憩
- ⑤ ワーク2
- ⑥ 発表・参観者との意見交換
- ⑦ 講評

(6) 発表

○1班



○発表

この学校は、校舎はハイテクな環境で、外には自然があり思いきり遊べ、地域と交流ができる学校です。

近隣に保育園があるので、保育園と交流できるよう出入り口近くに動物園や池、遊具や芝生の校庭などを設け、地域の人と交流できるようにしています。

グラントの中央に、地域の人たちと交流できる場所を作りました。屋上には自由に出入りできる庭を作り、みんながリラックスできる場所となっている。

各教室の壁はロックライミングになっています。入学時には全員にアイアンフックが配られます。

校内にワープゾーンがあり、アメリカ、ヨーロッパ、ロシア、アフリカの各地にワープすることができます。

プールでは、釣り堀と人工の海が年中無休でやっており、夏にはウォータースライダーがあって、冬になるとプールが温水になり足湯ができます。

校内にはUSWというジェットコースターがあり、色々な場所に行けるよう先頭席

で操作できるようになっています。

校内中心にはバリアーの塔があり、大きな地震や津波が発生したときに、新しくできた地区をバリアーで守ります。また、隕石が来たときには地球全体を囲って守ります。

○質疑

1 普段みんなが勉強する場所はどこですか？

➤ 教室です。教室にはハイテク机があって、机の天板を外すとパソコンになります。また、ボタンを押すとプレイステーション（ゲーム機）が出てくるなど、いろんな機能が付いています。この机を全員が使っています。

2 体育やスポーツはどこで行いますか？

➤ 広い体育館と武道場が屋上にあります。テニスコートも屋上にあり、このコートは種目ごとのボタンを押すと種目に応じたコートが変化します。サッカーのボタンを押すとサッカーのコートに変わり、体育の授業のボタンを押すとトラックに変わり、野球のボタンを押すと野球場に変わります。（コートラインの線き方によってグラウンドを有効に使っていこうという発想。コートラインはLEDライトで表現し、使用する種目に応じて異なるラインが表現（発光）される仕組みになっている、とのこと。）

3 建物は何階建てですか？

➤ 体育館を含めると4階建てです。

4 移動は階段ですか？

➤ エレベーターが付いています。

5 生物合体研究所とは何ですか？

➤ いろんな生物同士を合体させて、新しい生物を作る研究所です。それを動物園で見せます。

6 ハイテクな保健室やカフェ室とは何ですか？

➤ 保健室にハイテクな機械があって、インフルエンザなら一日で治ります。病院並みの治療が受けられ、地域の人でも利用できます。

カフェ室は、地区の魚を調理して提供したりします。

○2班



○発表

学校を三つのブロックに分けました。学校のブロック、スポーツをするブロック、生徒たちが楽しむブロックの三つです。

スポーツをするブロックでは、野球場とサッカー場のどちらも使えるようなグラウンドにしています。

生徒が楽しむブロックでは、植物部屋や展望台があり、ふれあいの場では幼稚園の人たちと交流することもできます。また、カフェやレストランでお茶をしたりすることもできます。

校舎は三階建てで、隣には同じく三階建ての体育館と武道館とプールがあります。

普通教室は出入り口の近くにあって、奥に進むにつれ、筋トレ室や音楽室、漢字ルームや調理室、マニア部屋、話し部屋、パソコンやゲーム、テレビが見れる場所があります。

みんなで集まる所には、会話したい人のエリアと、静かに過ごしたい人のエリアに分かれています。

廊下には歩くエスカレーターがあります。

校庭の中央には季節の学校と名づけたエリアがあり、桜の木が植えてあって、春にはみんなで花見をすることができる様になっています。校庭の周りにも木を植えて、自然と触れ合える学校となっています。

校庭の保育所側には、池やカフェ、アスレチック場など、保育所の人たちと交流できるよう、遊ぶ居場所がいっぱいあります。

体育館棟三階には、プールと温泉があります。夏はプールにつかえて、春・秋・冬には、温泉に使えます。ウォータースライダーもあります。(三階がプールなので、ウォータースライダーで一階まで降りてくる)

話し部屋は、趣味の合う人同士で話したりするところです。

教室の壁は、ロッククライミングができるようになっています。

○質疑

1 巨人部屋は何をするところですか？

➤ 第二の体育館の様に広い部屋で、いろんな遊びをすることができます。(普通の部屋より、巨人用に大きくできているという意味)

2 シャンデリアの付いている部屋とは、どういうことに使いますか？

➤ ゆっくりくつろぎたいと思った時や、高級なところに行きたいなと思った時に行く部屋です。

3 声マネ部屋とは何ですか？

➤ アニメの声マネをしたりするところです。(音楽室を隣接してあります)

4 マニア部屋とは何ですか？

➤ いろいろなマニアの人が集まって話をする場所です。

5 体育館は別棟になっているの？

➤ 校舎と廊下で繋がっていて、三階建てになっています。

6 多目的ルームとは何ですか？

➤ 例えば音楽集会とか、そうゆう風に使うルームです。

7 漢字ルームとは何ですか。

➤ 漢字を覚えたいときに行く部屋です。

8 電卓ルームとは何ですか？

➤ 計算をするときに行くルームです。

○3班



○発表

学校は、緑に触れ合うこともできて、ボウリング場など遊ぶところもあります。

一階には体育館があり、二階はボウリング場になっています。

障害のある人も一緒に学べたらいいなと思い、なるべく普通教室の近くに障害者のための教室を設置しました。

飼育小屋は、小動物が森のように安心できる様、樹木の近くに設けました。

掃除の時に机を運ぶのが重くて大変なので、軽い机を考えました。

校舎の時計は小さくて見えにくいので、日時計を校庭の二か所に設置します。

ショッピングモールがあれば楽しくていいなと思いました。

○質疑

1 カフェ的な図書室とは何ですか？

➤ 図書室で、コーヒーなどを飲みながら本が読めるという施設です。

2 足湯はどういうときに使いますか？

➤ 部活などで疲れたときに、ちょっと涼んでいくというか。足を癒していくとこ

ろです。

3 この発表にタイトルはありますか？

➤ 自然豊かな学校、です。

4 虫の話とは？

➤ 中庭には、虫がいっぱい入って来れるように、ここに植える木はクヌギとかコナラの木にしたいです。

5 門が二つある理由は？

➤ 出入りしやすいようにです。

○全体質疑

1 他の班の良かった点は？

➤ [1班] 2班の場所を三つに分けた点です。理由は、本当に実現できそうな校舎に思えたから。

➤ [2班] 1班のバリアがすごい。隕石が来ても地球全体をバリアで囲んで守るから。

➤ [3班] 1班の鉛筆バーナーが面白かった。

2 すべての班でカフェがあった。プールも普通のプールではなくウォータースライダーであった。なぜ各班同様にそう思ったのか。また、カフェは自分たちが使うのか、又は先生方の休憩のためにと考えたものか？

➤ [1班] カフェは、生徒のほか、地域の人が休みの日に来たときに使います。先生も一緒に利用したりして、みんなで交流できる場です。

➤ [2班] カフェは、先生たちのためということもあるが、近くの住宅に住んでいる人たちも学校に来れるようにと考えた。プールも地域の人たちも入れるように考えた。

➤ [3班] カフェは、家の人たちや先生方に使ってもらうようにと考えた。

3 給食はどんな雰囲気です食べたいですか？

➤ [1班] 学校内に「寿司勘」があるので、そこで毎日寿司を食べる。

➤ [2班] カフェやレストランのほか、廊下にも机などが置いてあるので、いろいろなところで食べられる。

➤ [3班] 学校の中に食堂があり、みんなで食べられるようになっている。

4 みんなの考えている学校では、どんな勉強をしますか？

- [1班] 机がパソコンになっているので、その机を持ち出し、好きな場所でいろんなことを調べたりする。宿題もパソコンで出題される。学校の片隅には補習部屋もある。
- [2班] 近くに山があるので、自然の勉強をしたい。
- [3班] 飼育小屋や樹木があるので、動物の観察などの勉強をしたい。